

# 公 示

## 芝浦工業大学校友会役員選挙管理委員会内規

1、会長及び副会長・監査役選挙手続きを以下の通り執行する。

2、会長及び副会長・監査役の選任

(1) 会長の選任

- ①被選任者数 …… 1名
- ②被選任者資格 …… 公示日現在の正会員
- ③選任権者 …… 常任幹事
- ④立候補 …… 本人より所定の方式により届け出ること。幹事・常任幹事5名以上の推薦、連署により所定の方式（様式Ⅰ、Ⅱ）により届け出ること（但し役員を選任等に関する規則第6条に基づき常任幹事2名以上を含むこと）

(2) 副会長の選任

- ①被選任者数 …… 6名以内
- ②被選任者資格 …… 公示日現在の常任幹事である者
- ③選任権者 …… 常任幹事
- ④立候補 …… 本人より所定の方式（様式Ⅰ、Ⅱ）により届け出ること

(3) 監査役の選任

- ①被選任者数 …… 3名
- ②被選任者資格 …… 公示日現在の常任幹事である者
- ③選任権者 …… 常任幹事
- ④立候補 …… 本人より所定の方式（様式Ⅰ、Ⅱ）により届け出ること

3、立候補の届出

- (1) 郵送（簡易書留等の記録付き郵便）による
- (2) 送付先：〒135-8548 東京都江東区豊洲3-7-5 芝浦工業大学内  
芝浦工業大学校友会本部事務局内選挙管理委員会 宛
- (3) 受付期間：2023年6月19日より2023年6月23日（当日消印有効）

4、立候補者の公示：

- 6月29日：選任権者及び立候補者に通知し、校友会事務局及びホームページに公示する。
- (1) 届出の受理：この内規および校友会会則に適合しない届出は受理しない。
  - (2) 届出の補正：一切認めない（届出期間内であれば、改めて届け出ることが出来る）
  - (3) 届出の撤回：6月28日（17:00）迄に届け出る事。（その後の届出は一切認めない）
  - (4) 受付順位：同時刻に到達した複数の届出は年齢の高い候補者の届出を優先とする。
  - (5) 候補者名簿の記載順位：受付順とする。

5、選任行為：

- (1) 2023年度第2回常任幹事会において定数以内の無記名投票とする。（指定欄に○印を記入する。○印以外のものが記入されたときは無効とする。）得票の多い者の順に当選者とする。
- (2) 被選任者数の当落上に複数候補者がいる場合は、決選投票を行う。
- (3) 立候補者が定数以内の場合は信任投票に付し、有効投票の過半数を得票した者を当選者とする。
- (4) 不在者投票は投票期間内（6月29日～7月7日12:00〆切り）に、本部事務局内で行なう。  
投票用紙は事務局内に用意し、立会人は事務局長とする。また、本部事務局へ不在者投票用紙の配信を依頼し、簡易書留等の記録付き郵便にて本部事務局まで送る投票を可とする。

6、開 票：即日開票とし、ただちに校友会事務局及びホームページに公示するとともに候補者に通知する。

7、立 会 人：選挙管理委員会が行う。

8、この内規は2023年6月19日から施行する。

以上  
芝浦工業大学校友会  
選挙管理委員会  
委員長 筋野 豊司

